

「～(さ)せていただく」の「行動の許可者」に関する考察

—「行動展開表現」と「理解要請表現」の観点から—

宇都宮 陽子

【キーワード】「～(さ)せていただく」「行動の許可者」 表現意図
「行動展開表現」「理解要請表現」

1. はじめに

近年、日本語母語話者の「～(さ)せていただく」という表現の拡張的な使用と、それに対する批判や議論が数多くある。「～(さ)せていただく」は、相手の許容を前提とした表現形式をとることで謙譲の意味を表す表現である¹が、さまざまな「人間関係」「場」「表現意図」の中で使用の機会が広がり、その使用範囲、許容範囲に大きなゆれがあると予想される。そして、コミュニケーションの場におけるこのような意識や認識のゆれが、この表現への違和感を生んでいると考えられる。

井口(1995)は「～(さ)せていただく」の結婚披露宴の使用例を調査し、「Xは(が)Yに(を)……(さ)せていただく」という表現の中には、比較的若い世代が、聞き手に配慮し自分の行為を謙り、丁重な気持ちを表すために用いられる丁重用法と呼べるものがあるとした。

菊地(1997a)は、「～(さ)せていただく」を本来「*「どうしてもよい」という恩恵／許可を得て何かを「させてもらう」*」ことを、恩恵／許可の与え手を高めて述べる表現であるとして、その度合いにより(I)～(IV)の4分類を行った。また、(I)～(III)は、「させていただく」本来の機能そのものは共通だが、(IV)は謙譲語B²として使われた「させていただく」の新しい用法であるとしている。

(I) (本当に) “恩恵／許しをいただく” という場合

例 先生の本を使わせていただけないでしょうか。

(II) “恩恵／許しを得てそうする” と捉えられる場合

例 出席させていただきます。

(III) “恩恵／許しを得てそうする” と(辛うじて)見立てることができる場合

例 お付き合いをさせていただきます。

¹ 庵・高梨・中西・山田(2001)(p135)

² 謙譲語B：菊地(1997b)謙譲語Aは、話手が補語を高め、主語を低める(補語よりも低く位置づける)表現であり、謙譲語Bは、話手が主語を低める(ニュートラル以下に待遇する)表現である。(p270)

(IV) “恩恵／許しを得てもらう”とは全く捉えられない場合

例) (セールスマンが客に)私どもはこのたび新製品を開発させていただきまして…。

蒲谷(1999)は、「～(さ)せていただく」を、本来は「～(さ)せる」という「使役・許可」と「～ていただく」という恩恵を受ける意味を表す「～てもらう」の敬語形とが合わさったものとしたが、これらの意味を持たず、丁寧な言い方にする適当な方法が他にない場合の使用の問題点について指摘した。

宇都宮(2005)は以上の研究を参考に、「～(さ)せていただく」の「本来の意味」を

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「行動の主体である自分」が「行動に関係する人物」に、ある行動を行う「許可」³の意を得る(または得た)・「許可」を得たことに「恩恵」⁴を感じ、「行動に関係する人物」(=「行動の許可者」)を高く、「自分」を高くしない、を兼備したもの |
|--|

と規定した。この規定では、ある行動の「許可」を与える想定される人物を「行動の許可者」と名付け、表現形式全体の「行動の決定権」を持つ人物と分けて整理した点、「恩恵」と「行動の許可」を分けて考えた点、「相手」ではなく「行動の許可者」を高くする表現であると考えた点、が特徴的である。

例1)「先生のビデオカメラを使わせていただけませんか。」

「行動の決定権」を持つ人物：「使わせていただけませんか」という依頼に対し決定権を持つ「先生」

「行動の許可者」：カメラを「使わせる」許可を出す人物である「先生」

例2)「先生のビデオカメラを使わせていただきます。」

「行動の決定権」を持つ人物：「使わせていただきます」という宣言を行う「自分」

「行動の許可者」：カメラを「使わせる」許可を出す人物の「先生」

「本来の意味」に沿い、「～(さ)せていただく」のタイプ分類を【表1】に示した。この分類では、菊地により明らかになった「～(さ)せていただく」の拡張使用を、蒲谷を踏まえ、一つの表現方法としてタイプCに含めて位置づけた。また、「行動の許可者」を想定できる使用を「許容範囲」とした。この分類に基づき、母語話者の使用実例をタイプ分類し整理すること、「本来の意味」に照らして現在の使用傾向、特に問題視されることの多い、公の場での拡張使用の実際を分析することを目的に、文章及び談話の総合的なデータとして新聞コーパスを用いた調査を行った。一般全国紙を用いた予備調査では、タイプB「発送をもってかえさせていただ

³ある行動を行う「許可」：ここでは「許可」または「放任」の意味を含む。

⁴「恩恵」：ここでは「相手」から「自分」に与えられ、「利益」や「ありがたいという感情」を得るもの。

きます」に類する用例数が突出したため、下記コーパスを選定した。さらに、表現の簡潔化、談話の文章化などの新聞の特殊性を考慮した上で分析を行った。

【表 1】「～(さ)せていただく」のタイプと分類の方法

タイプ	分類の方法
タイプA 「本来の意味」の用法	「行動の許可者」が、本当に「許可」をした(する)場合。 例：先生、先日お話しした撮影のため、研究室のビデオを使わせていただきます。
タイプB 「許容範囲」の用法	「行動の許可者」が、「許可」をした(する)と見立てることができるところ。 例：発表は発送をもってかえさせていただきます。
タイプC 「検討を要する」用法	「行動の許可者」を特定することができない場合。 例：夏休みは沖縄に旅行させていただきます。

- a. 使用コーパス：日経テレコン 21⁵ 2002年5月29日～2003年5月28日
- b. 分析方法：記事全文より「～(さ)せていただく」を抽出し、その用法を判定してタイプ別に分類した。
- c. 結果：調査対象コーパスの用例はタイプAが少なく、タイプB、Cが主になっている。文字媒体であるため、「相手」に直接許可を求める表現形式のタイプAが少ない結果となったと考えられる。「行動の許可者」は「相手」だけでなく「行動に関係する人物」(以下第三者とする)の場合が多い。タイプCになるほど「理解要請表現」の割合が増えている。

2. 研究の目的と方法

次に、表現主体はどのような表現意図の下で「～(さ)せていただく」という表現を用いたかを明らかにするために、本稿では、新聞コーパス用例の分析結果をタイプ別、「行動展開表現」⁶・「理解要請表現」⁷別に整理・分析する。目的は、「行動の許可者」に着目し特徴を示すこと、違和感の少ない使用方法の傾向を考察し、日本語教育に応用することである。分析には、例文1～9に関しての参考意見を

⁵日経テレコン 21： <http://telecom21.nikkei.co.jp/nt21/service/> 日本経済新聞、日経産業新聞、日経流通新聞、日経金融新聞の記事全文によるコーパス。

⁶「行動展開表現」：蒲谷他(1998)自己の感情・認識などに基づく「表現内容」が「相手」に理解されるだけでなく、それによって「相手」あるいは「自分」(またはその「両者」)が何らかの行動を起こし、その行動で「表現内容」が実現されることを「表現意図」とする「文話」。「この部屋を使ってもよろしいですか。」と許可を求めたりするような表現など。(p33)

⁷「理解要請表現」：蒲谷他(1998)自己の感情・認識、知識・情報などに基づく「表現内容」が、「相手」に理解されることを「表現意図」とする「文話」。小学生を「相手」に「マグロは魚類です。しかし、クジラは魚類ではなく哺乳類です」と説明するような表現など。(p33)

4名⁸にアンケート調査し、筆者を含む5名の意見を用いた。各例文に対して「行動の許可者」は誰か、表現主体の「～(さ)せていただく」ことへの「恩恵」を感じるか、その他(違和感などあれば)の3項目を自由記入してもらった。

3. 分析結果

総用例数92の分類を【表2】⁹にまとめた。

【表2】タイプ別・新聞コーパス用例の「行動の許可者」

タイプ	用例数	行動展開表現/ 理解要請表現	用例数	「行動の 許可者」	用例数	用例
タイプ A 「本来の 意味」の 用法	5	行動展開表現	2	相手	2	例文1
				第三者	0	
		理解要請表現	3	相手	1	例文2
				第三者	2	
タイプ B 「許容範 囲」の 用法	55	行動展開表現	25	相手	20	例文3
				第三者	5	
		理解要請表現	30	相手	13	例文6
				第三者	17	例文4、例文5
タイプ C 「検討を 要する」 用法	32	行動展開表現	7	相手	0	
				第三者	0	
		理解要請表現	25	相手	7	例文7
				第三者	1	
合計	92	行動展開表現	34	相手	1	
				第三者	1	
		理解要請表現	58	相手	23	例文8、例文9
				第三者	23	

⁸早稲田大学大学院日本語教育研究科待遇コミュニケーション研究室在籍者。

⁹少人数の調査である問題は残るが、調査対象コーパスの全体的傾向を把握するため、ここでは意見の優勢だった項目に例文を分類した。例文1～3の判定は全員一致したものであった。

「行動展開表現」—「発表させていただきますか。」(許可求め)・「発表させていただきます。」(宣言)など—は「相手」との関係が強い表現であり、「理解要請表現」—「先生にお願いして発表させていただきました。」など—は「第三者」との関係によるところが大きい表現だが、タイプ A、B に分類された用例ではこの傾向が明らかであった。このため、「行動の許可者」の特定では意見が一致しやすかったのではないかと考える。これに対しタイプ C では、その分類の方法から「行動の許可者」は「不明」という意見が優勢のものが大多数だった。表中の斜体がそれらの特徴を表している部分である。以上を確認した上で、タイプ別特徴を検討する。

4. 考察

4. 1. タイプ A 「本来の意味」の用法

(1)「行動展開表現」

例文 1 (特集記事ワーキングウーマン)2003/2/24 日本経済新聞夕刊 p11

「今日まで休暇ありがとうございました。で……。明日また休ませていただけないでしょうか。」昨年夏、一週間の休みを終え、職場に戻った H さん(30 代後半)の上司への最初の挨拶がこの言葉だった。

「行動の許可者」:「上司」(発話の「相手」)

「恩恵」:「感じる」が優勢だったが、「感じない(職場に戻った最初の挨拶だったから)」という意見もあった。前後の文脈などに影響されるのではないか。

(2)「理解要請表現」

例文 2 (SARS 深刻、旅行中止相次ぐ)2003/4/3 日本経済新聞夕刊 p17

「ご予約いただいた旅行を中止させていただきたいのですが。」パック旅行の中止などを決めた JTB は三日午前、220 人の予約者への連絡に追われた。

「行動の許可者」:「予約者」(発話の「相手」)

「恩恵」:「感じる」

◆タイプ A の特徴 「恩恵」と「行動の許可者」に許可を得る意味がある。

(1)「行動展開表現」

「許可者」が「相手」:「実際に許可を求める」という性質から目前の「相手」に対して発話される(例文 1)。

(2)「理解要請表現」

「許可者」が「相手」:「実際に許可を得て行動する」という点で、「～(さ)せていた

だく」部分の本来の表現意図は「行動展開」であるが、それに続く文末部分を「～たいのですが」という表現形式に変え、さらに丁寧に表現した「あたかも¹⁰理解要請」と考えられる(例文2)。ここでは、表現形式に基づき「理解要請表現」とする。

「許可者」が「第三者」：実際に許可を得た内容であり、「第三者」を高くしている。

これらは「本来の意味」に合致する性質である。タイプAでは、表現主体が表現している意図と「～(さ)せていただく」という表現が合致し、理解主体に適切に理解されるため、「～(さ)せていただく」を用いる表現形式の使用に違和感はあまり生じないのではないかと考えられる。

4. 2. タイプB 「許容範囲」の用法

(1)「行動展開表現」

例文3(松井、夢見た名門ヤンキース入り)2002/12/20 日本経済新聞 p41

松井は十九日夜「現時点では話をする段階ではありませんので、コメントを差し控えていただきます」と語った。

「行動の許可者」：「インタビューをする人」(「相手」)

「恩恵」：「感じない」という意見が優勢だった。

その他：決まり文句になっている。

(2)「理解要請表現」

例文4(拉致被害者五人、瓢湖散策、地元住民が歓迎) 2002/12/20 日本経済新聞夕刊 p41

旅館側から、十年間有効の無料宿泊券などが五人にプレゼントされた。社長の樋口一広さんは「子供が帰ってきたときに一緒に温泉に来てほしいという思いで贈らせていただいた。」と話している。

「行動の許可者」：「拉致被害者」(「第三者」とする意見が優勢。「不明」とする意見もあり、理解主体側からは「許可者」が誰かは意見が分かれた。

「恩恵」：「感じない」が優勢だったが、「受け取ってくれたことへの「恩恵」も表現されているという意見もあり、その可能性もあるのではないか。

その他：「押し付けがましさを与えていることを避けるため。

¹⁰ 「あたかも表現」：蒲谷他(1998)本来の「表現意図」はXであるが、あたかもYを「表現意図」としているかのように見える表現(p128)

例文5(田中真紀子衆院議員、会見)2002/8/10 日本経済新聞 p31

「本日午前十一時五十分、衆議院議長に議員辞職願を提出させていただきました」
一。九日午後六時過ぎ、東京・目白台の自宅前に田中真紀子氏が姿を現すと、集まった報道陣が一気に押し寄せ、騒然とした雰囲気。

「行動の許可者」：「議長」(「第三者」)の意見が優勢だったが、「不明」もあった。

「恩恵」：「感じない」

その他：「謙虚さ」を表明する、独特な懇懇無礼な言い回し」という意見もあった。

例文6(日銀総裁会見)2002/10/14 日経金融新聞 p2

「(不良債権の要処理額は)いろいろな試算結果はあるが、具体的なケースについては差し控えさせていただきます。」

「行動の許可者」：「マスコミ」(「相手」)が優勢、または「不明」という意見もあり。

「恩恵」：「感じない」

◆タイプBの特徴 「許可者」は意見が分かれ、「恩恵」を感じさせない傾向がある。

(1)「行動展開表現」

「許可者」が「相手」が優勢のもの：「定型表現」¹¹的使用が多い(例文3)。

「当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます(送らせていただきます)」7例、「コメントは差し控えさせていただきます」2例など。

「許可者」が「第三者」が優勢のもの：「第三者」は高くするべき人物や団体であることが多い。「(政府に)使わせていただく」、「(当局に)協力させていただく」などの5例。

(2)「理解要請表現」

「許可者」が「相手」が優勢のもの：ほとんどが「あたかも理解要請」表現(例文6)。

新聞記事という性質上、「差し控えさせていただきます」という行動展開表現が、「～たい」に置き換えられているものもあると考えられる。「差し控えさせていただきます」4例、「お手伝いさせていただきます」など合計12例。

「許可者」が「第三者」が優勢のもの：「文話」¹²全体の「内容」が「相手」に与える「恩恵」を述べているため、その「恩恵」の程度を緩和する目的で「～(さ)せていただく」を用いている(この用法を「恩恵を与える内容の緩和」とする)(例文4)。「第三者」を高くして「自分」を高くしないことにより「謙虚さ」を強く表明するという目的(例文5)。

¹¹ 「定型表現」：宇都宮(2004)日常よく使われている表現の中で、違和感があまりなく、同内容の言い換え案をあげても「～(さ)せていただく」を用いて表現する使用例

¹² 「文話」：蒲谷他(1998)文章と談話

「行動展開表現」で「定型表現」的使用が多かったことは、その内容から、新聞記事の特徴であると考えられる。「理解要請表現」では「差し控えさせていただきたい」など「あたかも理解要請」表現が多数見られたことを考慮すると、実質的には「許可者」が「第三者」の場合が多いが、「許可者」に関する意見が分かれる例文が多かったことなどから、「許可者」を高くすることよりも、上記「恩恵を与える内容の緩和」「謙虚さ」の強い表明に重点が置かれている特徴が考えられる。

4. 3. タイプC 「検討を要する」用法

(1)「行動展開表現」

例文7 (中国宋画十選)2003/01/06 日経金融新聞 p40

数ある中国山水画の中から今回は、その頂点をなす北宋・南宋画について、思いつくままに述べさせていただく。

「行動の許可者」：「不明」が優勢だが、「読者」(「相手」という意見もあった。
「恩恵」：「恩恵」を感じない。

(2)「理解要請表現」

例文8 (NTT社長就任後記者会見)2002/7/10 日本経済新聞 p3

目指すは「純粋民営化」。和田紀夫NTT社長は、社長就任後初の記者会見でNTT法の廃止を改めて要望した。～中略～「基本的に自由にやらせていただきたい」。六月二十七日に開かれた株主総会でも、和田社長はNTTへの規制に対する考えを株主から問われ、声を強めた。

「行動の許可者」：「不明」と「株主」(「相手」)の両方の意見が見られた。
「恩恵」：「感じない」が優勢だった。

例文9 ((コラム)皿の中の軍配—歌人A氏)2002/8/10 日経新聞夕刊 p7

今年の夏、ニラがはじめて我が家の食材に加わった。～中略～ えぐみがあって、噛み切れないという印象があったが、それは、私が幼かったせいなのか、品質が変わったせいなのか。安価だし、スタミナもつくし、今年の夏はなんども活用させていただいています、ニラ。

「行動の許可者」：「不明」が優勢で、「自然の恵み」という意見もあった。
「恩恵」：「感じない」と「自然の恵みという「恩恵」を感じる」の両方があった。

◆タイプ C の特徴 分類の方法から「許可者」は「不明」、「恩恵」も「許可を得る」意味も感じさせないという意見が優勢だった。

(1)「行動展開表現」

「自分」を高くしない目的(例文 7)。

(2)「理解要請表現」

「あたかも理解要請」表現(例文 8)。

「自分」を高くしない目的、「自然の恵み」への謙虚な姿勢を表す目的(例文 9)。

タイプ C では「本来の意味」が失われているので、「自分」を高くしないという意図だけに用いる場合は違和感が生じる危険性が高く、適切な使用は困難である。

5. まとめ

新聞記事の「～(さ)せていただく」のタイプ別、「行動の許可者」別の主な特徴を【表 3】にまとめた。

【表 3】「～(さ)せていただく」の主な特徴

タイプ	行動展開/理解要請	行動の許可者	特徴
タイプ A (5 例)	行動展開表現	相手 (2 例)	・「恩恵」を感じる (5 例)
	理解要請表現	相手 (1 例) 第三者 (2 例)	・「行動の許可者」に許可を得る意味がある (5 例)
タイプ B (55 例)	行動展開表現	相手 (20 例)	・「定型表現」的使用 (7 例)
		第三者 (5 例)	・当局、政府機関など高くすべき関係者に許可を得る意味 (4 例)
	理解要請表現	相手 (13 例)	・あたかも理解要請 (12 例)
		第三者 (17 例)	・「恩恵を与える内容の緩和」 (8 例) ・特定の人物を高く ・謙虚さの表明
タイプ C (32 例)	行動展開表現	不明 (7 例)	
	理解要請表現	相手 (1 例)	・あたかも理解要請
		第三者 (1 例)	
		不明 (23 例)	・万物の恩恵 (4 例)

新聞記事の性質上、タイプ A、B の「行動展開表現」は少数だったが、談話の引用や「定型表現」的使用で、「許可者」は主に「相手」となることが確認され、「本来の意味」の表現意図に沿うため、文単位での用法上の問題を感じる事が少ないと思われる。また、「理解要請表現」の「許可者」は主に「第三者」であり、新聞記事

の用例では、社会的に高くすることが自然な著名人や政府関係団体などの場合、比較的自然な表現として捉えられるのではないかと考える。しかし、これらの場合も、回りくどさや慇懃無礼さを与えないような注意が必要であると考えられる。新聞記事以外の公の「場」で使用される場合、「許可者」は多岐にわたる可能性があり、使用に注意が必要だと考える。(例えば、芸能人がインタビューで「挙式させていただきました」と言った場合、聞き手は発話者が自分の配偶者を高くしているように感じ、違和感を持つことがあると考える。)

「理解要請表現」の「許可者」が「相手」の場合は、「あたかも理解要請」が大部分を占め、その本来の表現意図は「行動展開」であると考えられた。新聞記事で扱うような公の「場」では、「～(さ)せていただく」を用いた「行動展開」を更に「あたかも理解要請」に言い換え、丁寧さを表明することも多いということが考察される。また、記事にする際の体裁のため「あたかも理解要請」に置き換えられた例文も含まれると考えている。(例えば、「発表は差し控えさせていただきます」という「行動展開表現」で発話されたものを、引用に伴って形式が改編され、「差し控えさせていただきます」と表現されたなど。)例文4など、「文話」全体で「第三者」に恩恵を与える意味を持っているとき、「恩恵を与える内容の緩和」の目的で「～(さ)せていただく」を使う例が見受けられた。この場合、「自分」を高くしない表明だけでなく、「許可者」を高くする性質があることで「相手」に違和感を与える可能性があるため、「人間関係」や「場」に対する注意が必要なのではないかと考える。

タイプCでは「行動展開表現」「理解要請表現」とともに「許可者」は不明で「恩恵」も感じられない傾向であるため、表現主体の「自分」を高くしない意図と、理解主体が持つ「～(さ)せていただく」の「本来の意味」の認識にずれがあり、違和感が生じる原因になると考えられた。タイプBに多く見られた「定型表現」的使用では、このずれが小さくなることから違和感も少ないのではないかと考えられる。タイプCはタイプA、Bに比べ、相対的に用例中の「行動展開表現」の割合が小さくなっているが、「許可者」が「不明」である場合は、「表現主体」にとっても「行動展開表現」を行いにくくなるのではないかと考える。タイプCの「～(さ)せていただく」の拡張使用の例では、「許可者」が「不明」の中でも「自然」などに対する「謙虚さ」を表しているのでは、という意見なども複数あった。「自分」を高くしないという機能だけでなく、このような「謙虚な態度」の表明も「～(さ)せていただく」の機能の一つなのではないかと考えている。

「～(さ)せていただく」の使用には、「行動の許可者」や「相手」との「人間関係」、「場」、「文脈」、「文話」全体のバランスなどが重要で、安易な多用は誤解を招く恐れもあると考えている。今後、「～(さ)せていただく」のタイプB、Cの使用がさらに増大すると予想されるが、基本的には以上の点を認識して、表現意図と表現形式が合致するような使用が適切だと考える。

6. 今後の課題

これらの特徴を、日本語教育につなげていく方法を今後の課題として述べる。また、本発表の結論から得られた主なタイプ別特徴により、表現用例を【表4】に示した。

【表4】タイプ別表現用例

タイプ	行動展開/理解要請	用 例	特 徴
タイプ A	i 行動展開表現	「発表させていただけますか。」(許可求め)	「許可者」は「相手」
	ii 理解要請表現	「発表させていただきたいのですが。」	「あたかも理解要請」「許可者」は「相手／第三者」
タイプ B	iii 行動展開表現	「発表を始めさせていただきます。」(宣言)	「定型表現」的 「許可者」は「相手」
	iv 理解要請表現	「発表させていただきました。」	「許可者」は「相手／第三者」
タイプ C	v 行動展開表現	「新製品の販売を始めさせていただきます。」(宣言)	「許可者」は「不明」 「自分」を高くしない
	vi 理解要請表現	「新製品の販売を始めさせていただきました。」	いためだけに用いるのは注意が必要

- ①学習者に「～(さ)せていただく」のタイプの違いを認識させる。理解主体としては、タイプA「本来の意味」の用法、タイプB「許容範囲」の用法、タイプC「検討を要する」用法の分類による違いを理解させる必要がある。
- ②表現主体として「行動展開表現」を行う場合、「行動の許可者」が「相手」のときは、表現意図と表現形式が合致しやすいので「～(さ)せていただく」を使用しやすい(【表4】i)。場面によりさらに丁寧な表現が必要な場合は、「あたかも理解要請表現」に変え、行動展開を行うことも大切である(ii)。また、状況により「定型表現」的使用も有効なのではないか(iii)。このとき、「許可者」との人間関係だけでなく、「恩恵」を表す意図があるか否かにも注意させる必要がある。
- ③「理解要請表現」を行う場合は、「行動の許可者」である「第三者」を意識し、人間関係の中で、その人物を高くすることに違和感がないかに注意させる(iv)。
- ④タイプCに分類されるような拡張的な使用の場合は、より適切な他の表現の使用を検討し、「謙虚さの表明」より「回りくどい」、「慇懃無礼である」などの印象を与える危険性に注意させ、学習の段階や状況に応じて、自分の表現意図を適切に表現できるような場合のみ使用するよう指導する(v、vi)。
- ⑤「人間関係」「場」「文話」のバランスなどに注意し、常に使用可能な表現ではない

ことを認識させる。

特に日本で生活する日本語学習者は、日常生活のさまざまな場面やマスコミの情報から、「本来の意味」の用法、「許容範囲」の用法、「検討を要する」用法の分類に関わらない多量の「～(さ)せていただく」使用例に触れることになる。そこで、安易に「～(さ)せていただく」を用いるのではなく、以上の使い分けを意識し、自分自身の人間関係の中で適切な使用ができるような、違和感を与えない表現指導が必要であると考えている。

[参考文献]

- 庵功・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘(2001)『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- 井口裕子(1995)「謙讓表現「……(さ)せていただく」について—結婚披露宴における使用例を中心に—」『国語研究』No58、國學院大學国語研究会
- 宇都宮陽子(2004)「「～(さ)せていただく」の「定型表現」に関する考察—「待遇表現」の観点から—」『待遇コミュニケーション研究』第2号、早稲田大学待遇コミュニケーション研究会
- 宇都宮陽子(2005)「「待遇表現」としての「～(さ)せていただく」に関する一考察」『早稲田大学日本語教育研究』第6号、早稲田大学大学院日本語教育研究科
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵(1998)『敬語表現』大修館書店
- 蒲谷宏(1998)「「あたかも表現」—「表現意図」と「文話」との「ずれ」—」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』11
- 蒲谷宏(1999)「させていただく」『月刊言語』第28巻第5号、大修館書店
- 蒲谷宏(2002)「「意図」とは何か—「意図」をどのように捉えるか—」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』15
- 菊地康人(1997a)「変わりゆく「させていただく」」『月刊言語』第26巻第6号、大修館書店
- 菊地康人(1994, 1997b)『敬語』講談社学術文庫
- 益岡隆志・田窪行則(1992)『基礎日本語文法—改訂版—』くろしお出版
- 益岡隆志(2001)「日本語における授受動詞と恩恵性」『月刊言語』第30巻第5号、大修館書店
- 李 炳萬(1998)「現代日本語の敬語「～(さ)せていただく」考」『野州国文学』61、國學院大學栃木短期大學

[用例出典]

日本経済新聞、日経金融新聞